

氏 名	石 部 雅 亮 いし べ まさ すけ
学 位 の 種 類	法 学 博 士
学 位 記 番 号	論 法 博 第 27 号
学位授与の日付	昭 和 46 年 5 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	啓蒙的絶対主義の法構造 —プロイセン一般ラント法の成立—
論文調査委員	(主 査) 教 授 磯 村 哲 教 授 於保不二雄 教 授 加 藤 新 平

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、プロイセン一般ラント法（1794年施行）の成立過程の分析、およびそれを通してプロイセン啓蒙的絶対主義の法構造を明らかにすることを目的とする。序章および16章から成っている。

序章「本書の対象と課題」では、考察の中心を法典編纂過程の最後の段階（1780年以降）におくことを述べ、法典編纂の社会的経済的政治的諸条件、編纂者の社会的政治的性格と思想的背景、成立した法典の基本構造の三つの分析視点を提示している。

第1章「法典編纂の社会経済的背景」では、編纂作業とその成果を規定する基本的な社会的経済的対抗関係の基礎としてのグーツヘルシャフトとそのユンカー経営への移行を、一般的に述べている。

第2章「司法制度の改革」では、18世紀前半の等族制的司法制度とそのコックツェイによる国家的統一の司法制度への改革、改革の担い手である新司法官僚層の出現とその社会的性格、封建領主層の抵抗による改革の限界が、裁判権・裁判所組織・裁判官の構成に即して取り扱われている。

第3章「大学と法律学、とくに自然法学」では、官僚への思想的影響の観点から大学の法律学・法学教育を取り扱う。大学司法が絶対主義の対等族闘争の一環として廃止され、大学は専ら官僚養成所に転化したこと、それに応じて教育が実用主義化し、学問の方法論としての自然法学が実定法の正当化機能をもつにいたっていることを明らかにしている。

第4章「法の分裂と混乱」では、改正の対象たる法が、地方慣習法・制定法、普通法、国王の命令のごとき多元的な構造を有し、法の封建的分裂の姿を呈しており、国家的統一の形成につれ、一元的な確実な法（Ius certum）を求める必然性が存したことを述べている。

第5章「シュレージェンの改革」では、7年戦争を契機とする領主制経済の危機的状況を述べ、この対処策として編纂者カルマースワルツが創設したラントシャフト制度の目的・効果を克明に分析し、これを通して、領主制の主導化における資本主義化による体制的危機の克服という啓蒙的絶対主義および啓蒙的司法官僚の基本的立場を明らかにしている。

第6章「訴訟法典の制定」では、社会的対立による紛争の激化、とくに領主制の資本主義化に伴う領主・農民間の紛争の激化から生ずる紛争の迅速・適正な解決の必要性に対し、官僚司法の合理化と職権主義の導入による国家の後見的介入によって対応せんとしたのが、1781年の新訴訟法典の制定であったことが述べられている。

第7章「法典編纂者とその思想」では、一般ラント法の思想的基盤を、立法の担い手たるスワルト、クラインの法・国家思想の分析を通して明らかにしている。彼らの基本思想は、政治的自由から遮断された経済的自由としての市民的自由の司法的保障と、福祉国家の理念からの国家の後見的機能の結合であり、旧体制の枠内での資本主義化への途に対応するものであるとする。

第8章～第10章「法典編纂の基本原則」では、編纂の基準となった諸原則を明らかにする。

第1に、法典の素材は、「自然法」「ローマ法の現代的慣用」「ラントの制度」であるが、自然法は実定法の正当化機能を営む特殊ドイツ的性格をもっているがゆえに（いわゆるプロシヤ自然法）、結局基本的にはプロイセン絶対主義の現実秩序ということになる。第2に、「確実な法」の定立による「市民的自由」の確保のための、自国語で書かれ厳密に規定され完全に集録された法律と、司法の法律への拘束の要求。第3に、法典の「一般法」性と地方法に対する「補充性」。これは、グーツヘルシュフトの伝統的秩序の温存を示すとともに、他方、その「一般法」性のゆえに将来の先取りを含む意味をもつものと解されている。

第11章「法典の体系的構造」では、法典第1部に規定する私的所有を基軸とする商品交換の法としての一般法・自然法・平等法が、第2部に規律する人的・身分的諸関係の法としての特別法・社会法・不平等法により修正をうけ空洞化していることを、土地所有権に即して詳細に分析している。

第12章「法典編纂の手續」では、1780年の閣令後の編纂手續を取り扱い、司法官僚層と貴族層の対立・妥協の状況を明らかにしている。

第13章「法典下の法学教育」では、編纂者の大学における法律学・法学教育に対する態度を述べ、第14章「シュロッサーの法典批判」では、等族制的であると同時に市民的なシュロッサーの法思想を分析し、法典および編纂者の法思想との対比を行なっている。

第15章「法典の施行延期」第16章「法典の復活」では、フリードリッヒ大王の死（1786年）後の社会的対立の激化、フランス革命を契機とする反動的官僚の進出による法典の施行延期と、その後の政治情勢の変化によるその復活の過程を取り扱い、最後に法典の成立史とその構造の歴史的意味を総括している。

論文審査の結果の要旨

プロイセン一般ラント法は、ドイツ近代法の歴史的研究にとってきわめて重要な材料であることはいうまでもないが、同時にそれは絶対主義の典型的立法として比較法史的史料としてもはなはだ貴重である。しかし、その研究は従来わがくにはもちろん、ドイツにおいても必ずしも充分とはいえなかった。もっとも、戦後にいたり、その重要性が自覚されてくるとともに、これに関する史料も漸次整備され、その研究も漸く盛んになりつつある状況である。

本論文は、従来の史料・文献のあますところのない渉猟・検討のうえにたって、その成立過程と基本的

性格を、プロイセン絶対主義の社会的法的構造および法典編纂者の思想構造との関連において克明に分析したものであり、ドイツ近代法史研究にとって重要な寄与をなしたものであることができる。

よって、本論文は法学博士の学位論文として価値あるものと認める。